

○水難事故等の防止に関する条例施行規則

平成7年5月12日
公安委員会規則第5号

〔沿革〕 令和3年3月公安委員会規則第6号、4年6月第7号改正
水難事故等の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

水難事故等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、水難事故等の防止に関する条例(平成7年兵庫県条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(海水浴場の開設の周知の方法)

第2条 条例第2条第3号に規定する方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 看板の設置
- (2) パンフレット若しくはビラの配布又はポスターの掲示
- (3) 日刊新聞紙又は地方公共団体等が発行する広報紙等への掲載
- (4) 放送機関又は広報車による広報

(海水浴場利便施設)

第3条 条例第2条第4号に規定する海水浴場利便施設は、更衣所、便所、シャワー及び休憩所とする。

(海水浴場安全施設)

第4条 条例第2条第5号に規定する海水浴場安全施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 遊泳場の標示のためのフェンス、浮標及び旗
- (2) 救命のためのロープ、竹ざお、救命浮輪、救命ボート、救護所及び緊急用の通信設備
- (3) 遊泳者の水難事故等の防止のための監視所、監視台及び放送設備

(海水浴場の開設の届出等)

第5条 条例第4条第1項の規定による届出は、海水浴場開設届出書(様式第1号)により行わなければならない。

2 海水浴場開設届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 海水浴場、遊泳場及び遊泳危険箇所を示す位置図
- (2) 海水浴場利便施設及び海水浴場安全施設を示す配置図
- (3) 海域又は海浜の一部を占用する場合にあっては、法令の規定に基づく占用に係る許可等を受けたことを証する書類の写し
- (4) 海水浴場を開設するに当たり、海域又は海浜の利用について漁業協同組合等との間に取決めを行った場合は、その書類の写し

3 条例第4条第2項の規定による届出は、海水浴場変更届出書(様式第2号)により行わなければならない。

(海水浴場の開設の通知等)

第6条 条例第5条第1項の規定による通知は、海水浴場開設通知書(様式第3号)により行うものとする。

2 海水浴場開設通知書には、前条第2項に掲げる図書を添付するものとする。

3 条例第5条第2項の規定による通知は、海水浴場変更通知書(様式第4号)により行うものとする。

(海水浴場開設者の努力義務)

第7条 条例第6条第2項の規定により海水浴場開設者が整備に努めなければならない海水浴場安全施設は、監視所、監視台及び救護所とする。

(標識)

第8条 条例第7条第4項に規定する標識は、様式第5号のとおりとする。

(遊泳区域への乗り入れ)

第9条 条例第8条第5号に規定する公安委員会規則で定める場合は、漁業、遊漁船業等を営む者がその

業務に係る船舶類の係留場所等が遊泳区域その他の場所にあり、その業務に関し、やむを得ず遊泳区域内を通過する場合とする。

(海域等レジャー事業の開始の届出等)

第10条 条例第11条第1項の規定による届出は、海域等レジャー事業開始届出書(様式第6号)により行わなければならない。

2 海域等レジャー事業開始届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 施設を設ける場所を示す位置図
- (2) 海域等の一部を占有する場合にあっては、法令の規定に基づく占有に係る許可等を受けたことを証する書類の写し
- (3) 海域等レジャー事業を開始するに当たり、海域等の利用について漁業協同組合等との間に取決めを行った場合は、その書類の写し

3 条例第11条第2項の規定による届出は、海域等レジャー事業変更・廃止届出書(様式第7号)により行わなければならない。

(海域等レジャー事業の開始の通知等)

第11条 条例第12条第1項の規定による通知は、海域等レジャー事業開始通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 海域等レジャー事業開始通知書には、前条第2項に掲げる図書を添付するものとする。

3 条例第12条第2項の規定による通知は、海域等レジャー事業変更・廃止通知書(様式第9号)により行うものとする。

(呼気検査の方法)

第12条 条例第17条第1項の規定による呼気の検査は、検査を受ける者にその呼気を風船又はアルコールを検知する機器に吹き込ませることによりこれを採取して行うものとする。

(催物の開催の届出)

第13条 条例第18条の規定による届出は、催物開催届出書(様式第10号)により行わなければならない。

2 催物開催届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 催物を開催する海域等を示す位置図
- (2) 海域等の使用について、法令の規定に基づき許可等を受けた場合にあっては、当該許可等を受けたことを証する書類の写し
- (3) 催物を開催するに当たり、海域等の利用について漁業協同組合等との間に取決めを行った場合は、その書類の写し

(催物の開催の通知等)

第14条 条例第19条の規定による届出は、催物変更届出書(様式第11号)により行わなければならない。

2 条例第19条の規定による通知は、催物を開催する場合にあっては催物開催通知書(様式第12号)、通知事項を変更する場合にあっては催物変更通知書(様式第13号)により行うものとする。

3 催物開催通知書には、前条第2項に掲げる図書を添付するものとする。

(適用除外)

第15条 条例第22条の規定により、明石市の区域にあっては、条例第15条第1項の規定(同項に規定する行為が明石市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例(令和4年明石市条例第3号)第9条第1項に規定する遊泳者安全区域における同条例第10条に規定する危険行為に該当する場合に限る。)は、適用しない。

(アルコールの程度)

第16条 条例第26条の公安委員会規則で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラムとする。

(提出書類の経由)

第17条 この規則の規定により公安委員会に提出する書類は、海水浴場の区域、海域等レジャー事業を営む場所又は催物を開催する場所を管轄する警察署長(当該区域又は場所が2以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのうち主たる区域又は場所を管轄する警察署長)を経由して提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に海域等レジジャー事業を行っている者は、この規則の施行の日から起算して3月を経過する日（同日前に第10条第1項の規定による届出又は第11条第1項の規定による通知をした場合にあつては、当該届出又は通知をした日）までの間は、当該届出又は通知をした海域等レジジャー事業者とみなす。

附 則（令和3年3月30日公安委員会規則第6号）

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

様式第1号（第5条関係）

海水浴場開設届出書

年 月 日

兵庫県公安委員会 殿

届出者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） 番

水難事故等の防止に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり海水浴場を開設しますので届け出ます。

海水浴場の名称	
海水浴場及び遊泳場の区域	
海水浴場の開設期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
海水浴場利便施設の概要	
海水浴場安全施設の概要	遊泳場の標示法
	救助体制
	救命用具
	その他
遊泳者の安全のために講ずる措置の概要	
海水浴場の周知の方法	
添付図書	<input type="checkbox"/> 海水浴場、遊泳場及び遊泳危険箇所を示す位置図 <input type="checkbox"/> 海水浴場利便施設及び海水浴場安全施設を示す配置図 <input type="checkbox"/> 占用許可証等の写し <input type="checkbox"/> 漁業協同組合等との合意書等の写し
備考	

様式第2号（第5条関係）

海水浴場変更届出書

年 月 日

兵庫県公安委員会 殿

届出者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
.....

電話（.....）.....番

水難事故等の防止に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり届出事項を変更しますので届け出ます。

海水浴場の名称		
変更年月日		年 月 日
変更理由		
変更内容	変更前	
	変更後	
備考		

様式第3号(第6条関係)

海水浴場開設通知書

年 月 日

兵庫県公安委員会 殿

通知者所在地

名称及び代表者の氏名

電話() - 番

水難事故等の防止に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり海水浴場を開設しますので通知します。

海水浴場の名称	
海水浴場及び遊泳場の区域	
海水浴場の開設期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
海水浴場利便施設の概要	
海水浴場安全施設の概要	避難標記
	救助体制
	救命用具
	その他
遊泳者の安全のために講ずる措置の概要	
海水浴場の周知の方法	
添付図書	<input type="checkbox"/> 海水浴場、遊泳場及び遊泳危険箇所を示す位置図 <input type="checkbox"/> 海水浴場利便施設及び海水浴場安全施設を示す配置図 <input type="checkbox"/> 占用許可証等の写し <input type="checkbox"/> 漁業協同組合等との合意書等の写し
備考	

様式第4号(第6条関係)

海水浴場変更通知書

年 月 日

兵庫県公安委員会 殿

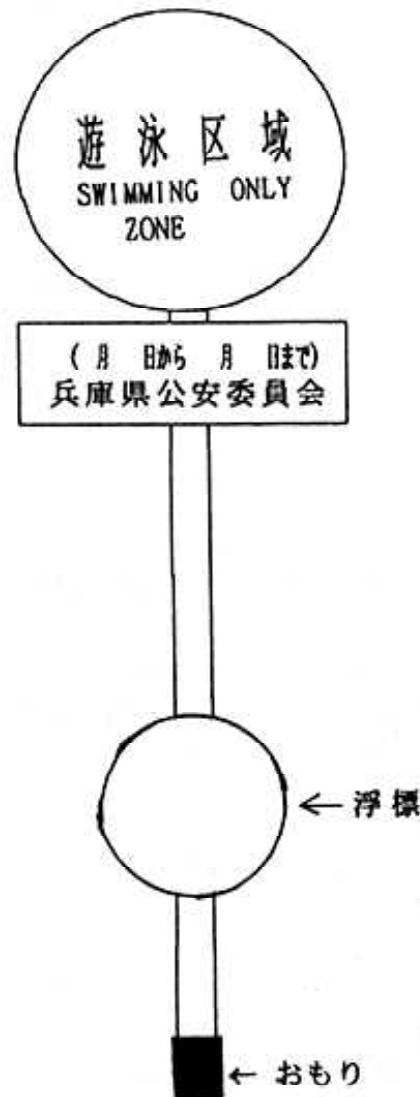
通知者所在地

.....
名称及び代表者の氏名

.....
電話() - 番

水難事故等の防止に関する条例第5条第2項の規定により、次のとおり通知事項を変更しますので通知します。

海水浴場の名称		
変更年月日		年 月 日
変更理由		
変更内容	変更前	
	変更後	
備考		



- 注 1 本標識板は、文字を黒色、地を黄色とする。
- 2 補助標識板は、文字を黒色、地を白色とする。
- 3 支柱は、白色とする。
- 4 本標識板及び補助標識板は、両面表示とする。

様式第6号(第10条関係)

海域等レジャー事業開始届出書

年 月 日

兵庫県公安委員会 殿

届出者住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
.....

電話(.....).....番

水難事故等の防止に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり海域等レジャー事業を開始しますので届け出ます。

事業の種類別	・ プレジャーボート提供事業 ・ マリーナ事業	
名称及び施設を設ける場所		
事業を開始しようとする日 (期間を定めて行う場合はその期間)	(年 月 日から 年 月 日まで)	
プレジャーボートの係留場所等		
プレジャーボート提供事業	プレジャーボートの種別・隻数	
マリーナ事業	プレジャーボートの種別・隻数	
水難事故等の防止のために講ずる措置の概要	救命ボート	
	救命用具	
	通信設備	
	その他	
添付図書	<input type="checkbox"/> 施設を設ける場所を示す位置図 <input type="checkbox"/> 占用許可証等の写し <input type="checkbox"/> 漁業協同組合等との合意書等の写し	
備考		

様式第7号（第10条関係）

海域等レジャー事業変更・廃止届出書

年 月 日

兵庫県公安委員会 殿

届出者住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
.....

電話（.....）.....番

水難事故等の防止に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおり届出事項を変更（海域等レジャー事業を廃止）しますので届け出ます。

事業の種類別	・ プレジャーボート提供事業 ・ マリーナ事業	
名称 所在地		
変更 廃止 年月日	年 月 日	
変更 廃止 理由		
変更内容	変更前	
	変更後	
備考		

様式第8号（第11条関係）

海域等レジャー事業開始通知書

年 月 日

兵庫県公安委員会 殿

通知者所在地

.....
名称及び代表者の氏名

.....
電話（.....）.....番

水難事故等の防止に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり海域等レジャー事業を開始しますので通知します。

事業の種類別	・ プレジャーボート提供事業 ・ マリーナ事業	
名称及び施設を設ける場所		
事業を開始しようとする日 (期間を定めて行う場合はその期間)	(年 月 日から 年 月 日まで)	
プレジャーボートの係留場所等		
プレジャーボート提供事業	プレジャーボートの種別・隻数	
マリーナ事業	プレジャーボートの種別・隻数	
水難事故等の防止のために講ずる措置の概要	救命ボート	
	救命用具	
	通信設備	
	その他	
添付図書	<input type="checkbox"/> 施設を設ける場所を示す位置図 <input type="checkbox"/> 占用許可証等の写し <input type="checkbox"/> 漁業協同組合等との合意書等の写し	
備考		

様式第9号（第11条関係）

海城等レジャー事業変更・廃止通知書

年 月 日

兵庫県公安委員会 殿

通知者所在地

.....
名称及び代表者の氏名

.....
電話（ ） - 番

水難事故等の防止に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり通知事項を変更（海城等レジャー事業を廃止）しますので通知します。

事業の種類別	・ プレジャーボート提供事業 ・ マリーナ事業	
名称 所在地		
変更 廃止 年月日	年 月 日	
変更 廃止 理由		
変更内容	変更前	
	変更後	
備考		

様式第10号 (第13条関係)

催 物 開 催 届 出 書

年 月 日

兵庫県公安委員会 殿

届出者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 () - 番

水難事故等の防止に関する条例第18条の規定により、次のとおり催物を開催しますので届け出ます。

催物の名称	
催物開催の場所	
催物開催の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで の間
催物の内容	
催物の現場責任者の 氏名・住所等	電話 () - 番
観覧者の予想人員	
水難事故等の防止 のために講ずる 措置の概要	
添付図書	<input type="checkbox"/> 催物を開催する海域等を示す位置図 <input type="checkbox"/> 他の法令等の規定による許可証等の写し <input type="checkbox"/> 漁業協同組合等との合意書等の写し
備考	

様式第11号 (第14条関係)

催物変更届出書

年 月 日

兵庫県公安委員会 殿

届出者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 () - 番

水難事故等の防止に関する条例第19条の規定により、次のとおり届出事項を変更しますので届け出ます。

催物の名称		
変更年月日		年 月 日
変更理由		
変更内容	変更前	
	変更後	
備考		

様式第12号 (第14条関係)

催 物 開 催 通 知 書

年 月 日

兵庫県公安委員会 殿

通知者所在地

名称及び代表者の氏名

電話 () - 番

水難事故等の防止に関する条例第19条の規定により、次のとおり催物を開催しますので通知します。

催物の名称	
催物開催の場所	
催物開催の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで の間
催物の内容	
催物の現場責任者の 氏名・住所等	電話 () - 番
観覧者の予想人員	
水難事故等の防止 のために講ずる 措置の概要	
添付図書	<input type="checkbox"/> 催物を開催する海域等を示す位置図 <input type="checkbox"/> 他の法令等の規定による許可証等の写し <input type="checkbox"/> 漁業協同組合等との合意書等の写し
備考	

様式第13号 (第14条関係)

催物変更通知書

年 月 日

兵庫県公安委員会 殿

通知者所在地

名称及び代表者の氏名

電話 () - 番

水難事故等の防止に関する条例第19条の規定により、次のとおり通知事項を変更しますので通知します。

催物の名称		
変更年月日		年 月 日
変更理由		
変更内容	変更前	
	変更後	
備考		